

新庁舎における議会施設・設備等検討チーム

報 告 書

令和 7 年（2025 年） 3 月 11 日

目 次

はじめに	1
1. 全体的なコンセプトについて	2
(1) 議会施設の基本的な考え方について	
(2) 議会施設の集約について	
(3) 議会施設の配置階層について	
(4) 必要とする諸室について	
(5) 内装について	
(6) コストについて	
2. 諸室の考え方について	3
(1) 本会議場	
(2) 傍聴席	
(3) 委員会室	
(4) 議長室、副議長室、正副議長応接室	
(5) 会派控室（議員控室）、議員応接室	
(6) 議会図書室	
(7) 市議会事務局事務室	
(8) 書庫	
(9) エントランスホール	
3. その他の必要な諸室及び機能等について	5
(1) 更衣室	
(2) 多目的トイレ等	
(3) 給湯室	
(4) 印刷室	
(5) 庁舎出入口への議員登庁掲示板等の設置	
(6) 庁舎建物への「枚方市議会」文字の設置	
おわりに	6
開催状況	7
委員名簿	9
新庁舎における議会施設・設備等検討チーム設置要領	10

はじめに

本市の市役所（本庁）は、昭和35年（1960年）に本会議場を擁する本館が、そして昭和44年（1969年）に別館が建設されて以降、長い年月が経過しています。

建物の老朽化が懸念されると同時に、時代に即した市民サービスが求められる中であって、新庁舎の整備については、これまで様々な機会において検討されてきており、令和元年度（2019年度）には、本市議会においても枚方市駅周辺再整備研究チームを設置し、一定の議論がなされました。

こうした中、令和6年（2024年）2月21日開催の全員協議会等において、令和7年度（2025年度）をめどに新庁舎整備に係る基本計画を策定する方針が示されたところです。

当該基本計画の策定に当たって、新庁舎における議会施設・設備等については、本市議会が内容を検討した上で市長に伝える必要があることから、正副議長の発案により、意見集約を図る場として「新庁舎における議会施設・設備等検討チーム」が設置されました。

本検討チームにおいて、この間、慎重な協議を重ね、今般、「新庁舎における議会施設・設備等の在り方」について報告書としてとりまとめましたので、新庁舎における議会施設・設備等検討チーム設置要領第2条の規定に基づき、報告いたします。

1. 全体的なコンセプトについて

(1) 議会施設の基本的な考え方について

議事・議決機関としての独立性を考慮するとともに、最新のＩＣＴ環境を踏まえ、より積極的に活用し「活発で効率的な議会運営」、「市民に開かれた議会」に資するよう施設等を設えることとする。また、「市民に信頼される議会」として、環境に配慮し、利便性、安全性を向上させるとともに、多様性、公平性、包摂性に配慮した施設とする。

(2) 議会施設の集約について

議会の独立性や議会運営の効率性等に鑑み、(4)に掲げる諸室等については、可能な限り１つのフロアに集約し、セキュリティ対策を強化するとともに執務環境に配慮する。

(3) 議会施設の配置階層について

階層は、大空間が想定される本会議場等に鑑み、また、下層階は市民利用の窓口機能を配置することや、議会の独立性の観点なども考慮した配置とする。

(4) 必要とする諸室について

必要とする諸室は以下のとおりとする。

- ア．本会議場
- イ．傍聴席
- ウ．委員会室
- エ．議長室、副議長室、正副議長応接室
- オ．会派控室（議員控室）、議員応接室
- カ．議会図書室
- キ．市議会事務局事務室
- ク．書庫
- ケ．エントランスホール

(5) 内装について

議会フロアの内装は、「枚方らしさ」（市の花や市の鳥など、本市をイメージするものをモチーフとしたデザイン等）を取り入れることを検討し、木材やガラスを多用するなど、温かく明るい色調を基本とする。ただし、庁舎全体のイメージとの乖離を避けるため、一定、理事者側の判断に任せるものとする。

(6) コストについて

施設等については、議会の品位を保つとともに、コスト面を考慮し、過度な設備や装飾は避ける。

2. 諸室の考え方について

Z E Bの観点から、議会フロア全室において個別熱源方式（個別に空調管理が可能）とする。

(1) 本会議場

- ① 現状の議場と同様、直列配置とする。
- ② 議場独自の厳粛さや特有の作りを大切にしたいとし、バリアフリーを確保した上で、高低差を設ける。
- ③ 傍聴席は、議員席の後方とする。
- ④ 通年議会運営に対応するため、広く議場を開放しないこととする。
- ⑤ 可動式什器は採用しない（ただし、椅子のみ可動式とする）。
- ⑥ 議場内のモニター設置や電子採決システムの導入等、議場における I C T環境を整える。なお、実際に電子採決による議事運営を行うかどうかの判断については、システム導入の是非とは切り離して、必要となった際に協議を行うものとする。

(2) 傍聴席

- ① 傍聴席の数は、40 席以上とする。
- ② 適正な通路幅を確保し、傍聴席までの動線はバリアフリーに対応したものとする。
- ③ 傍聴席ごとに余裕ある空間を確保し、傍聴人の荷物置き場（テーブル）を設置する。
- ④ 車いす対応の傍聴スペースを確保する。
- ⑤ 記者席としての使用に対応できるよう、最前列はカメラ等の機材の設置を考慮したスペースを確保する。
- ⑥ 未就学児などの子ども連れの傍聴人に配慮したスペースを確保する。
- ⑦ ヒアリンググループ（磁気ループ）等の難聴者補助装置を設置する。
- ⑧ 字幕表示用の傍聴席モニターを設置する。
- ⑨ （特に傍聴席が議場内と同一階層にある場合）傍聴者が容易に議員席や理事者席に入ることができないよう、間仕切り等を設置することによりセキュリティを確保する。

(3) 委員会室

- ① 4つの常任委員会が同時に開催できるように、現状の4室の部屋数確保を基本とする。
- ② 予算・決算特別委員会の開催や議員研修等を想定し、可動間仕切り等で部屋の広さや数を変えることができる構造を設けるものとする。
- ③ 防音性を確保するとともに、十分な傍聴スペースを設けるなど、現状よりゆとりを持ったスペースとする。
- ④ オンライン委員会への対応等、必要なICT環境を整える。あわせて、本会議等の審議風景を、映像を通して視聴できる環境を整える。
- ⑤ 議会の会議等に支障のない範囲において、執行部局への貸出しを可能とする。
- ⑥ 1室は、他市からの視察等に対応できる場所として、応接の用途を想定した設えとする。

(4) 議長室、副議長室、正副議長応接室

議長室、副議長室は、それぞれの専用室を設置する。また、それぞれに応接にも対応できる打合せスペースを確保し、正副議長室に近接する形で会議にも対応できる正副議長応接室を設ける。なお、各室については重厚な設えとする。

(5) 会派控室（議員控室）、議員応接室

- ① 議員控室は、会派構成人数の変化に柔軟に対応できる構造・設備とし、面積は、現行水準を下回らないようにする。
- ② 議員応接室は、ヒアリングや市民相談の際に活用できる面積と一定の部屋数を確保する。

(6) 議会図書室

- ① 議員の調査研究に資するため、十分な蔵書・配架スペースを確保するとともに、閲覧のためのスペースを設ける。
- ② 事務局事務室に近接するとともに市民も利用しやすい配置とする。

(7) 市議会事務局事務室

- ① 議会諸室の効率的な管理及びセキュリティ確保に配慮した配置とする。
- ② 議会事務局長室については、事務局事務室内に独立して設けるとともに、議長室及び副議長室に近接した配置とする。
- ③ 議員の登庁状況の把握について、事務局事務室内に出退表示システムを設けるとともに、庁内にも周知できる機能を備えるものとする。
- ④ 事務局内の打合せや本会議中の理事者待機場所等として使用できるスペースを設ける。
- ⑤ 来客対応等を行うことができるよう、給湯室を設置する。

(8) 書庫

- ① 明治以降の貴重な会議録及び関係資料を収蔵する上で、資料等の劣化防止に配慮した環境を整備するとともに、議会図書室と一体的な活用を図ることができる設えとする。
- ② 床面積は、現行水準を下回らないようにする。

(9) エントランスホール

- ① 市民に開かれた市議会の玄関口にふさわしく、明るく開放的で訪れた方を歓迎する趣を有した設えとする。
- ② 傍聴や面談のために訪れた方が、ゆったりと待機していただける居心地の良いスペースを確保する。
- ③ 壁面への市所蔵絵画等の掲示が可能となる設備とスペースを設ける。

3. その他の必要な諸室及び機能等について

(1) 更衣室

議会施設等を集約するフロアにおいて、議員が活用できる共用の更衣室を設置する。

(2) 多目的トイレ等

議会施設等を集約するフロアにおいて、多目的トイレのほか、本会議開催時等でも一定対応できる数のトイレを設置する。

(3) 給湯室

議会施設等を集約するフロアにおいて、議員が活用できる共用の給湯室を設置する。

(4) 印刷室

議会施設等を集約するフロアにおいて、議員が活用できる共用の印刷室を設置する。

(5) 庁舎出入口への議員登庁掲示板等の設置

庁舎出入口付近に議員の登庁状況を確認できる電子掲示板等を設置する。

(6) 庁舎建物への「枚方市議会」文字の設置

庁舎建物に看板その他の方法で「枚方市議会」と明示する。

おわりに

本検討チームの協議結果は、以上のとおりです。

議長におかれましては、二元代表制の一翼を担う市議会が、品位を保ちつつ、より充実した議会活動を行う環境整備を図るため、本報告の内容が新庁舎の整備に適切に反映されるよう、市長にお伝えいただきますことをお願いいたします。

なお、新庁舎の整備には多くの時間を要することとなりますが、その完成までには、社会経済情勢ほか様々な変化等が生じることも考えられます。こうしたことから、今後、改めて議会施設・設備等に係るより具体的な議論が必要となってくることも十分想定されるため、その際は、将来の枚方市議会において、必要な議論が尽くされるべきであるとの意見も出されましたことを、申し添えます。

令和7年3月11日

新庁舎における議会施設・設備等検討チーム

座 長 藤 田 幸 久

開 催 状 況

開催回	開催日	案 件 名
第 1 回	令和 6 年 6 月 28 日	(1) 議長のあいさつ (2) 座長の互選 (3) 副座長の互選 (4) 今後の運営について
第 2 回	令和 6 年 7 月 26 日	(1) 全体的なコンセプトについて ①議会施設の基本的な考え方について ②議会施設の集約について ③議会施設の配置階層について ④必要とする諸室等について ⑤内装について ⑥コストについて (2) 本会議場のレイアウト等について ①議員席・理事者席レイアウトについて ②議場内床面について ③傍聴席の配置について ④多目的利用について
第 3 回	令和 6 年 8 月 26 日	(1) 全体的なコンセプトについて (2) 本会議場のレイアウト等について ①議員席・理事者席レイアウトについて ②議場内床面について ③傍聴席の配置について ④多目的利用について (3) 視察について (4) 議場における I C T 環境の整備について (5) 傍聴席の環境整備について
第 4 回	令和 6 年 9 月 25 日	(1) 全体的なコンセプト及び本会議場のレイアウト等について (2) 議場における I C T 環境の整備について (3) 傍聴席の環境整備について (4) 議会公室及び委員会室の環境整備について

開催回	開催日	案 件 名
第 5 回	令和 6 年11月18日	(1) 全体的なコンセプト及び本会議場のレイアウト等について (2) 議会公室及び委員会室の環境整備について (3) 議長・副議長室、正副議長応接室及び会派控室（議員控室）、議員応接室について
第 6 回	令和 6 年12月20日	(1) 新庁舎における議会施設・設備等の在り方（案）について (2) 議会図書室、議会事務局事務室、書庫及びエントランスホールについて
第 7 回	令和 7 年 1 月30日	(1) 新庁舎における議会施設・設備等の在り方（案）について (2) その他報告書への記載事項について
第 8 回	令和 7 年 2 月26日	(1) 新庁舎における議会施設・設備等の在り方（案）について (2) 新庁舎における議会施設・設備等検討チーム報告書素案について
第 9 回	令和 7 年 3 月11日	(1) 新庁舎における議会施設・設備等検討チーム報告書（案）について

委員名簿

(委員名は議席番号順)

職 名	委 員 名	会 派 名
座 長	藤 田 幸 久	公 明 党 議 員 団
副 座 長	門 川 紘 幸	大 阪 維 新 の 会 枚 方 市 議 会 議 員 団
委 員	広 瀬 ひ と み	日 本 共 産 党 議 員 団
委 員	大 津 真 沙 樹	連 合 市 民 の 会
委 員	長 友 克 由	自 由 民 主 党 議 員 団

新庁舎における議会施設・設備等検討チーム設置要領

令和6年6月27日制定

(設置)

第1条 枚方市議会に新庁舎における議会施設・設備等検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 検討チームは、議長の求めに応じて、新庁舎の整備における議会施設・設備等の在り方について調査し、及び審議し、並びにその結果を議長に報告する。

(構成)

第3条 検討チームは、委員5人以内で構成する。

2 委員は、会派の推薦に基づき議長が指名する。

(座長及び副座長)

第4条 検討チームに座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、会務を総理し、及び検討チームを代表する。

4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長が座長の職務を行う。

(会議)

第5条 検討チームの会議は、座長が招集し、その運営は座長が行う。

2 検討チームの会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員がやむを得ず検討チームの会議に出席できないときは、その会派に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。この場合において、代理者は、委員とみなす。

(関係者の出席要求)

第6条 検討チームは、その担当事務を処理するため必要があるときは、委員以外の議員その他関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討チームの庶務は、市議会事務局が担当する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、座長が検討チームに諮って定める。

附 則

1 この要領は、制定の日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の検討チームの会議は、議長が招集する。

3 この要領は、令和7年4月30日限り、その効力を失う。